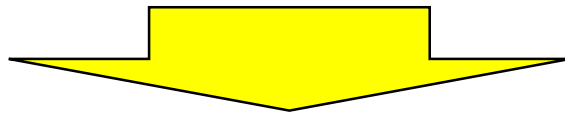


「次期（第４期）大阪市教育振興基本計画」について（案）

これまでの成果と課題

成果

○約10年にわたり現役世代への重点投資として教育施策に重点を置き、教育環境の改善・整備を図ってきた。



○現行の大阪市教育振興基本計画において、幼児教育の普及や英語力の向上、中学校給食の実施、1人1台の学習者用端末の整備や、校長のマネジメントのもと「運営に関する計画」をとおして、学校全体で目標達成に向けた取り組みを行いチームとしての学校力を高めるとともに、学力経年調査の調査結果を学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等に活用するなどの成果をあげている。また、区担当教育次長への分権化の推進や4ブロック化など学校現場をきめ細かく支援するサポート体制の構築を進めることができた。

課題

○2大目標の「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」については、暴力行為件数の減といった改善がみられるものの、不登校の割合の増加など課題改善が必要となっている。

「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」については、各施策の取り組みにより経年的に全国平均との差が縮小し改善傾向が見られるが、全国平均との差は依然としてあり目標に達していない。

次期計画の方向性について

現行計画における教育改革の成果を引き継ぎ、また、明らかになった課題へ引き続き対応するよう方向性を継承しながら、2030年以降の社会を見据えた新「大阪市教育振興基本計画」として策定する。
課題改善に向け、子どもの状況を把握し個に応じた支援をさらに進めるとともに、子ども同士の学び合い、地域の人をはじめ様々な人との学びを通じて、一人一人の可能性を引き出す教育政策を展開する。

計画の位置づけ、構成

令和4年度以降については、現行「大阪市教育振興基本計画」に変わり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が定めるものとされている「**教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱**」については、教育基本法第17条第2項並びに大阪市教育行政基本条例第3条及び第4条に基づき定める次期「**大阪市教育振興基本計画**」をもってこれに代えることとする。

次期計画 = 第1編 大綱（基本理念・最重要目標 等） + 第2編 施策（具体的な取組）

計画の範囲について

就学前教育、学校教育(**中学校卒業まで**)と生涯学習を対象

計画の期間について

4年間 [令和4(2022)～7(2025)年度]

基本理念について

○現行計画の基本理念をもとに、時代に沿った文言を取り入れ、かつシンプルなものとする。

案

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。

あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

最重要目標について

○現行の最重要目標に加え、新たに「教育環境の充実」を設定し、かつシンプルなフレーズとする。

安全・安心な教育の推進

未来を切り拓く学力・体力の向上

学びを支える教育環境の充実

最重要目標を達成するための「施策推進における基本的な方向」について

- 各最重要目標を達成するための基本的な方向についても、現行計画を引き継ぎながら、最重要目標「学びを支える教育環境の充実」を設定することに合わせて文言等を精査する。

最重要目標1 安全・安心な教育の推進

- (1) 安全・安心な教育環境の実現
- (2) 豊かな心の育成

最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上

- (3) 幼児教育の推進と質の向上
- (4) 確かな学力の育成
- (5) 健やかな体の育成

最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

- (6) 生涯学習の支援
- (7) 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進
- (8) 学びを支える人材の育成・ICT等の基盤の整備

最重要目標を達成するための「施策推進における基本的な方向」について

基本的な方向 1 安全・安心な教育環境の実現

施策

- ◆いじめへの対応
- ◆不登校への対応
- ◆問題行動への対応
- ◆児童虐待等への対応
- ◆防災・減災教育の推進
- ◆安全教育の推進

検証結果等や新たな観点を踏まえた具体的な取組

- ・ ICTの活用やいじめ第3者委員会の活用等、新たな取組を推進する。
- ・ さらなる家庭との連携、教育支援センターの設置やICTの活用等による、不登校児童生徒の学習機会の確保に向けた取組の充実を図る。
- ・ ネグレクトやヤングケアラー等への対応にむけた地域、関係諸機関(区役所・福祉局・健康局・こども青少年局)等との連携の充実を図る。
- ・ 一人一人の児童生徒の実態を的確に把握し、それぞれに応じた指導・支援を行うために、スクリーニングシートの有効活用を行う。

最重要目標を達成するための「施策推進における基本的な方向」について

基本的な方向 2 豊かな心の育成

施策

- ◆道徳教育の推進
- ◆キャリア教育の充実
- ◆人権を尊重する教育の推進
- ◆インクルーシブ教育の推進
- ◆多文化共生教育の推進

検証結果等や新たな観点を踏まえた具体的な取組

- ・児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、夢や希望、人生や未来を拓く力を育めるよう、道徳教育の充実を図る。
- ・子どもの発達段階に応じて体系的・系統的にキャリア教育を進められるよう、産業界等との連携と学習資源の有効活用を行う。
- ・小中学校で学ぶ障がいのある児童生徒は年々増加傾向にあるため、教員の障がいに対する理解の深化及び専門性の向上を引き続き図る。
- ・帰国来日児童生徒に対して、日本語指導の支援の充実を図る。
- ・「大阪市多文化共生指針」に示された取組等について、他局や関係機関等と連携を図る。

基本的な方向 3 幼児教育の推進と質の向上

施策

- ◆就学前教育カリキュラムに基づいた教育の推進

検証結果等や新たな観点を踏まえた具体的な取組

- ・幼児教育・保育について幅広く理解して実践に生かすことで、保育者・指導者としての資質・専門性を確保・向上させるため、保育・幼児教育センターの運営を図る。
- ・図書館や体験型幼児教育施設等を活用した乳幼児期からの情操教育の充実を図る。

基本的な方向4 確かな学力の育成

施策

- ◆全市共通テスト等の実施と分析・活用
- ◆学力向上のための取組の推進
(各学校の実態に応じた支援の充実)
- ◆「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ◆英語教育の強化
- ◆言語活動・理数教育の充実
(思考力・判断力・表現力等の育成)

検証結果等や新たな観点を踏まえた具体的な取組

- ・全国学力・学習状況調査や小学校学力経年調査等を通じて、一人一人の児童生徒の学習状況や生活状況等を客観的に把握し、ICTを活用した個別最適な学びや、他者との協働的な学びを推進し、学力向上を図る。
- ・放課後を活用した学習機会の支援を行う。
- ・引き続き、小学校低学年からの英語教育に取り組み、児童生徒のさらなる英語力向上をめざす。
- ・新学習指導要領で示された3つの柱「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間力等」の資質・能力の育成に全ての教科等で取り組む。
特に、言語活動・理数教育を通して、「思考力・判断力・表現力等」の育成をめざす。
- ・学校園における知的ゲーム(囲碁・将棋等)の推進を図る。

基本的な方向5 健やかな体の育成

施策

- ◆体力・運動能力向上のための取組の推進
- ◆健康教育・食育の推進

検証結果等や新たな観点を踏まえた具体的な取組

- ・一人一人の児童生徒の状況を把握しながら、運動やスポーツに親しむ機会の確保に努め、体力向上に向けたさらなる取組を進める。
- ・新型コロナウイルス感染症等も踏まえ、児童生徒が規則正しい生活習慣(食習慣の確立、スマホ問題・ゲーム障害への対応等含む)が身に付くよう、健康教育・食育の推進を図る。

最重要目標を達成するための「施策推進における基本的な方向」について

基本的な方向 6 生涯学習の支援

施策

- ◆読書活動の推進
（「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組の実施）
- ◆学校図書館の活性化
- ◆生涯学習の推進
（「生涯学習大阪計画」に基づいた取組の実施）

検証結果等や新たな観点を踏まえた具体的な取組

- ・読書に親しむ児童生徒を増やし、心豊かな人格の形成に資するため、読書環境の充実を図る。
- ・学校司書等の配置とその有効活用について検討する。
- ・人生100年時代に応じた成人教育を充実させるため社会教育施設のさらなる活用を図る。

基本的な方向 7 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

施策

- ◆教育コミュニティづくりの推進
- ◆地域学校協働活動の推進

検証結果等や新たな観点を踏まえた具体的な取組

- ・保護者や地域住民に開かれた学校園の運営を推進するため、開かれた学校づくりを行う。
- ・登下校時の子どもの安全確保や地域による学校支援の取組、学校・地域・家庭の連携による取組等、「教育コミュニティ」づくりの推進を行う。
- ・保護者、地域住民が学校の諸活動により積極的に参加できるよう、地域と学校が協働していく仕組みを整備するために、地域学校協働活動等のあり方を検討する。

基本的な方向 8 学びを支える人材の育成・ICT等の基盤の整備

施策

- ◆教育ブロックでの教育の推進
(学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援)
- ◆大学連携の推進(新教育センターの設置)
- ◆キャリアステージに応じた教員の指導力の向上
- ◆カリキュラム・マネジメントの推進
(校園長によるマネジメントの強化)
- ◆働き方改革の推進
- ◆ICTを活用した教育の推進
- ◆データ等の根拠に基づく施策の推進
- ◆学校配置の適正化

検証結果等や新たな観点を踏まえた具体的な取組み

- ・生涯学び続ける教職員としてその能力を高め、教育活動で専門性を十分に発揮できるよう支援を行う。
- ・教員を採用前から育成する観点から現場実習の受け入れや、専門性や社会人経験を有する人材の採用に向けた採用選考の新たな特例措置等を検討する。
- ・校園長によるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程の編成やICTの活用、教職員の負担軽減等に取り組む。
- ・働き方改革では、引き続き教育委員会と学校園が、着実な取組みを進めるとともに、社会の状況の変化、部活動に対する取組やICTの活用等を踏まえ「学校園における働き方改革推進プラン」を改訂し、教職員の長時間勤務の解消をめざす。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した、「大阪市特定事業主行動計画（仕事と生活の両立支援プラン）」に沿って、女性も働きやすい職場環境の整備を進める。
- ・一人一台学習者端末が整備され、ICT機器を効果的に活用した授業実践を推進することにとどまらず、ICTを効果的に活用した個別学習を行うなどの新しい方策(取組)の拡充を図る。
- ・様々なデータ分析等により、課題と成果の見える化を図り、支援の重点化を行うことで、より実効性の高い施策に取り組む。
- ・良好な教育環境が整えられるよう、区と連携しながら学校配置の適正化に取り組む。